

第十八号議案

江戸川区小児慢性特定疾病審査会条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の四第一項の規定に基づき設置する江戸川区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について、同法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、児童福祉法第十九条の三第四項の規定による審査を行う。

(組織)

第三条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、江戸川区長（以下「区長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が、

その職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席等)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員以外の者の費用弁償)

第八条 前条の規定により審査会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。

ただし、江戸川区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して審査会に出席した場合においては、支給しない。

2 費用弁償の種類及び額は、職員の旅費に関する条例(昭和三十年七月江戸川区条例第十三号。以下「旅費条例」という。)に定める種類及び五級の職務にある者相当額とする。この場合の日当については、旅費条例別表第一に定める額とする。

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項の規定による費用弁償のほか、区長が特に必要と認める経費については、その実費を弁償する。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第十条 審査会の庶務は、江戸川保健所において処理する。

(委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川区児童相談所の設置に伴い、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の四第一項の規定に基づき、江戸川区小児慢性特定疾病審査会を設置する必要があるもので、本案を提出いたします。